5　薬局開設者は、受渡しに係る業務を行う上で必要な情報を登録受渡業者に提供しなければならない。

6　薬局開設者は、登録受渡業者が第一項の契約書及び第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書に従つて登録受渡店舗業務を適正かつ円滑に行つているかどうかについての監査を行わなければならない。

7　薬局開設者は、登録受渡店舗がその薬局と同一の都道府県の区域内に所在しない場合にあつては、その登録受渡業者との間で、受渡委託の契約を締結してはならない。

（二以上の登録受渡店舗への受渡委託に係る契約の締結等）

第十五条の十一の十六　薬局開設者が、当該薬局において二以上の登録受渡業者に受渡委託をし、一般用医薬品の販売又は授与を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項を確認した上で、前条第一項の契約を締結しなければならない。

一　薬局開設者、当該薬局の管理者、受渡管理者その他の当該薬局の従業者が、当該薬局が受渡委託をし、及びしようとする全ての登録受渡業者に対し、適正に管理薬局業務を実施できること。

二　当該薬局が受渡委託をし、及びしようとする全ての登録受渡業者が、適正に登録受渡店舗業務を実施できること。

2　受渡管理者は、前項の規定による薬局開設者の確認のため、当該薬局開設者に対し、当該薬局において既に行つている受渡委託に関する業務に係る管理の状況及び前条第一項の契約の締結につき必要な意見を書面により述べなければならない。

（受渡委託販売等業務手順書）

第十五条の十一の十七　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、次に掲げる手順を記載した管理薬局業務に係る受渡委託販売等業務手順書（第十六条の二第一項第九号ト及び第三項第五号を除き、以下この章において「受渡委託販売等業務手順書」という。）を作成しなければならない。

一　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に関する手順

二　登録受渡店舗における一般用医薬品の管理に関する手順

三　前二号に掲げる手順からの逸脱が生じた場合、保健衛生上の危害の発生の防止のために必要な場合その他の登録受渡店舗における一般用医薬品の受渡しに関し薬局開設者から登録受渡店舗責任者に対する指示をすることが必要な場合の薬局開設者から登録受渡店舗責任者への指示に関する手順

四　その他受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を適正かつ円滑に行うために必要な手順

2　薬局開設者は、受渡管理者その他の当該薬局の従業者に、受渡委託販売等業務手順書に基づき、適正かつ円滑に管理薬局業務を行わせなければならない。

3　薬局開設者は、受渡委託販売等業務手順書に基づく業務の適正かつ円滑な実施のために必要な体制を整備しなければならない。

4　薬局開設者は、受渡委託販売等業務手順書を当該薬局及び登録受渡店舗に備え付けなければならない。

（新設）

（新設）